

自治会まちづくりミーティング（要旨）

- 1 自治会等の名称 鵜沼第1自治会連合会・各務自治会連合会・八木山自治会連合会
- 2 日 時 令和6年9月12日（木）19時00分～20時30分
- 3 場 所 鵜沼福祉センター 集会室
- 4 出席者 自治会長等 33名
市長・防災対策課長ほか
- 5 内 容 ① 連合会長あいさつ
② 市長あいさつ
③ 提言による懇談
④ 市政の説明（市長）
⑤ 連合会長まとめのことは
⑥ 市長まとめのことは
- 6 提 言 （1）洪水災害への心配（ハザードマップの活かし方）
（2）須衛地区における耕作放棄地対策について
（3）高齢化による自治会役員のなり手不足解消

提言（1） 洪水災害への心配（ハザードマップの活かし方）

＜鵜沼古市場区長＞

古市場区では毎月区の役員会があり、7月の役員会で避難訓練や防災訓練といった話におよびました。その中でテレビなどを観ていると、南海トラフなどで津波が心配な地域は避難訓練をしているといったことで、それぞれの地域で心配するところが違うといった話の中で、私どもの古市場区の自治会の方では、一番心配な災害は何かという話になりました。その中で役員の方が一番心配な災害は、洪水であるということを皆さんが言われます。

洪水ハザードマップというのがあり、私どもの古市場町の区域には結構色がついており、地震も心配ですが、木曽川の河畔に住んでおりますので、やはり洪水が心配であるという話になりました。そこでこのような提言させていただきました。

それでは提言の内容ですが、皆さんもご存知かと思いますが、洪水ハザードマップというのがあります。いつ作られたか分かりませんが、その洪水ハザードマップを見ますと、木曽川沿いの鵜沼地区、思いがけない危険な区域があるということが分かります。

思いがけないというのは、私どもの古市場の区域を見ますと大安寺川があり、大安寺川は、逆流といえますか、そこから溢れるみたいなイメージだと思います。

そして最近、皆さんご存知のように近年の異常な雨量そして線状降水帯とか、昔は100年に一度の大雨が10年に、10年に一度の大雨が毎年来るといったような感じで、毎年日本各地

で、特に 1 級河川の大きな川が溢れるようなことも起こっています。最近も、揖斐の方の杭瀬川でも水が溢れており、こういった洪水被害が毎年多発しているといったような感じであります。そして木曽川ですが、上流の方でもすごく降ったりします。私も木曽川を時々見に行きますが、大雨の後はちょっと怖いぐらいまで水が上がってきます。

それが上流の方で降ったら本当に溢れるのではないかとといったような心配があります。そういったことで地元としてもハザードマップを、どのように活かしたら良いのかということを今回、検討していただくというのが私どもの提言であります。

そして洪水災害への心配ということですが、先ほど申しましたように、最近は梅雨末期になりますと線状降水帯などの発生により各河川の氾濫が起こります。各地の災害のニュースを毎年目にしていますが、このような中も先ほど申しましたように洪水ハザードマップをネットでも見る事ができるわけです。

ハザードマップを見ますと、木曽川沿いの桜木町あたりから下流の伊木山辺りまでの区域を見ると先ほど申しました大安寺川の上流付近まで、10m20mといったような色が示されています。過去に、美濃加茂市や坂祝町で洪水があった際、私も消防団にいたのですが、木曽川沿いの道が冠水しまして、そして大安寺川もやっぱり木曽川から逆流をいたしまして、かなり奥の方まで水位が上がったといったような話を聞いております。中には避難されたという話も聞いております。

最近のような線状降水帯の発生がしますと、その洪水ハザードマップを見るためにも、どのように活かしたらいいのかと悩んでいるようなところもあります。ぜひこの洪水のハザードマップを、どう見たらいいのか、どのように活かしたらよいかといったようなことで、一度ご議論というか、ご検討していただくと良いと思いましてご提案をさせていただきました。

<市長>

ハザードマップの活かし方ということでご提言をいただき、誠にありがとうございます。

今のお話に出てまいりました美濃加茂・坂祝・猿啄あたりですが、ちょうど 40 年前に発生したという状況かと思います。皆さんもご存知のように、近年、毎年のように全国各地で大雨や台風などによる洪水や土砂災害などが発生し、甚大な被害をもたらしています。

先月末には、台風 10 号の影響により、本市におきましても那加地区の一部に警戒レベル 3 の高齢者等避難を発令するなど、このところの気温の上昇、大雨の頻度の増加など、地球温暖化の進行や気象状況の変化等に伴い、そのリスクは高まっていると考えられます。

自然災害の発生を未然に防ぐことは出来ませんが、日頃から災害に備えておくことや、どのように行動するべきかを知っておくことは、発災時の被害を減らすことにつながります。

本日は、皆様のお手元に各務原市洪水ハザードマップ鵜沼地区をお配りさせていただきましたので、マップを見ながら、改めて避難所や避難方法などを確認していただくとともに、家族や地域で災害に対する備えとしてこのハザードマップを活かしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、このマップは、令和 3 年 4 月に各ご家庭に保存版として配布をさせていただいているものです。

国では、大雨や台風などによって災害が発生する恐れがあるとき、住民がとるべき行動として、どの情報を元に、どのタイミングで避難したらよいかを、5 段階の「警戒レベル」を用いて示しています。警戒レベルは、災害発生の危険度が高くなるほど数字が大きくなります。

住民がとるべき行動として、警戒レベル 1 は、「災害への心構えを高める」です。

この段階では、災害発生の危険性はまだ低い状況ですが、最新の防災気象情報を確認するなど、災害への心構えを高めてください。警戒レベル2は、「自らの避難行動を確認する」です。この段階では、気象庁から「大雨注意報」や「洪水注意報」等が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた状況です。ハザードマップ等により、災害が想定される区域や避難先、避難経路等を確認してください。警戒レベル3は、「危険な場所から高齢者等は避難する」です。市から警戒レベル3の「高齢者等避難」が発令されたら、避難に時間がかかるご高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは、危険な場所から安全な場所へ避難してください。また、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、この段階での避難が強く望まれます。危険を感じたら自主的に避難をしてください。

警戒レベル4は、「危険な場所から全員避難する」です。市から警戒レベル4の「避難指示」が発令されたら、対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。

警戒レベル5は、「命の危険 直ちに安全を確保する」です。市から警戒レベル5の「緊急安全確保」が発令された場合は、既に災害が発生しているか、または災害が発生していてもおかしくない状況です。命が危険な状況ですので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。なお、状況が急変することもあるため、警戒レベルは、必ずしも1から5の順番に上がっていくとは限りません。最近では様々な気象情報から降雨予測が可能であるため、避難情報が発令されていない場合でも、必要に応じて自らの判断で適切な避難行動をとることが重要です。

次に、大雨の際に警戒しなければならないのが河川の水位情報です。河川の水位が上昇して洪水の恐れがあるとき、避難情報を発令します。避難情報は各河川で定められた水位の基準に達するなどの状況から判断し発令いたします。

当地区に関連する河川としては、大安寺川と木曽川がございますが、木曽川の水位については、国土交通省が犬山橋付近に設置した水位計で観測し、避難行動の目安となる基準水位を定めています。例えば、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令する際の目安となる「避難判断水位」は11.6m、警戒レベル4「避難指示」を発令する際の目安となる「氾濫危険水位」は12.2mと定められています。

参考までに、木曽川の水位の上昇によりまして過去に発令した事案は高齢者等避難で令和3年の8月に発令をしております。

このときには、夕方6時15分には八木山小学校区・鵜沼第3・各務・緑苑小学校区で土砂災害警戒区域となりました。その25分後6時40分には陵南小学校区・鵜沼第1小校区・鵜沼第3小校区・川島小学校区の木曽川線沿いの川の区域に発令をしております。

この時にも、もう一つ心配になりましたのは、木曽川の水位が上がってその木曽川を見に来てしまう方がお見えになったことです。これは、まさに二次災害に繋がってしまうという状況から、見たいという気持ちもあるかと思いますが、絶対に行かないようにしていただくことも重要です。

また、大安寺川については、鵜沼古市場町に定点カメラが設置されており、河川の状況を確認することができます。なお、これら木曽川や大安寺川の水位情報については、検索サイトで「岐阜県川の防災情報」と検索していただくと確認することができますので、是非ご活用いただければと思います。

市では、これらの気象情報や水位情報などに注視し、市民の皆さんに対して防災行政無線など、様々な手段にて避難情報を発令しています。

防災行政無線は、その時どきの天候や風向きなどの気象条件に加え、高い建物や地形などの周辺環境に影響されやすいものであるため、どうしても放送が聞こえにくい、あるいは、ほとんど

内容が聞き取れないような場合もございます。放送内容が聞こえにくかった場合の補完手段として、24時間電話サービスや市公式ライン、市情報メールによる発信などの対応を併せて行っておりますので、特に災害発生時などの緊急事態においては、テレビの緊急情報などとともに、是非ともご活用いただきたいと思います。

本日、市情報メールや、市公式ライン、X（旧ツイッター）等にて、市からの情報をスマートフォンや携帯電話へお届けすることを掲載した案内チラシを、皆様のお手元にお配りしておりますので、まだご登録いただいてない方は、この機会にぜひご登録いただき、様々な場面でご利用いただければと思います。

最後に、「各務原市洪水ハザードマップ」についてですが、こちらは令和3年3月に最新の情報に更新しています。このハザードマップは、市民の皆さんが素早く安全に避難することを目的に、国土交通省が所管する木曽川、長良川下流および、岐阜県が所管する長良川上流・境川・新境川・大安寺川・岩地川の浸水想定区域図を重ね合わせ、想定される浸水区域や深さ、避難場所など情報を地図上に示したものであります。

この洪水ハザードマップには、「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」の2種類があります。計画規模降雨とは、河川整備など洪水防御に関する計画の基本となる降雨のことで、河川によって異なりますが、一般的に概ね数十年から数百年に1回程度の降雨により河川が氾濫する場合を想定しており、例えば木曽川では200年に1回程度と想定されています。

一方の想定最大規模降雨とは、概ね1,000年に1回程度の、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫する場合を想定しています。

計画規模降雨マップでは、浸水想定区域として0.5m未満の浸水から20.0m以上の浸水まで6段階で色分けして表示しており、木曽川沿いの鵜沼地区ではほとんど色がついていませんが、一方の想定最大規模降雨マップでは、広範囲に亘って色がついており、浸水深の値が大きいことが分かります。

この他に、「家屋倒壊等氾濫想定区域」が示されており、赤色の網掛けの区域は河川増水により土地が浸食されるおそれがある区域で、青色の網掛けの区域は氾濫流により家屋が倒壊するおそれがある区域です。これらの区域にお住まいの方は、安全な場所への早めの避難が必要になります。

市が指定する避難場所は鵜沼第一小学校や鵜沼第三小学校になります。しかしながら、避難とは難を避けること全体を指しており、安全な場所にある親戚、知人宅や宿泊施設などへ移動することのほか、近隣ビルの高層階や自宅の2階といった高い場所へ移動することも避難です。住んでいる地域やその時々状況、人によって方法は異なるため、その時点で最善の安全確保行動をとることが大切です。

このハザードマップには、これらの情報のほか、避難行動のフローや、指定避難所一覧、避難時の心構えなど、いざというときに活用していただける情報が集約されています。大雨の際の浸水害に備え、身の回りでどんな災害が起こりえるのか、お住まいの地域の災害リスクの把握や避難場所の確認など、日頃からの準備のためにぜひこのハザードマップをご活用いただきたいと思います。

本日は限られた時間の中ということで、かいつまんでお話をさせていただきましたが、市では、地震または風水害にどのように備えるかについて学ぶ出前講座を行っています。各自治会で行っている自主防災訓練やシニアクラブなどの団体における集まりなどで、地域の皆様にお話させていただくこともできますので、ご要望がございましたら防災対策課までお声がけください。

自らの命は自らが守る意識を一人ひとりが持ち、普段からどう行動するか決めておくことが重要です。災害は「来るかもしれない」ではなく、「必ず来る」という認識のもと、行政は勿論のこと、地域においても、避難場所や避難経路などについて、各ご家庭や自治会などで話し合っただけ、早めの避難行動をお願いいたします。

提言（２） 須衛地区における耕作放棄地対策について

<須衛第3自治会長>

私からは、須衛地区における耕作放棄地対策ということで提言させていただきます。

今回この提言に至った経緯というのは、近年農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地が存在しております。その弊害として廃棄物の不法投棄、野生動物の行動拡大の要因になっており、耕作放棄地再生に向けて具体的な取り組みの推進をお願いしたいということです。

その具体的な理由としましては、先ほどもお話しましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少に伴い、耕作放棄地が増大傾向にあります。その弊害として５点程挙げさせていただきますと、１つ目として雑草や害虫が発生しやすくなります。そして２つ目として災害時の危険性が非常に高まる。３つ目として廃棄物の不法投棄の原因となります。４つ目としてイノシシ等の野生動物の行動圏が大きくなると思います。５つ目として隣接する田畑に自生した雑木林により土地が荒廃するなど様々な影響を及ぼします。

この耕作放棄地の増加というのは、この須衛地区に限らず各務原市内でもいたる所にあると思いますが、全国的に深刻な問題となっている中、各務原市としての具体的な取り組みについて自分が調べた中では明確ではない。この問題は、今後１０年もしないうちにもっと増える状況もありますし、実際に道路に隣接していますと通行にも支障をきたし、市民生活の安全が確保できない状況が想定されますので、そういった耕作放棄地発生防止に向け、取り組みの検討をお願いしたいということで今回提言をさせていただきました。

<市長>

須衛地区における耕作放棄地対策についてご提言いただき、ありがとうございます。本市で行っている、耕作されていない農地、いわゆる管理不全農地の状況や発生防止、またその解消に向けた取組について回答させていただきます。

最初に言葉の整理ですが、「耕作放棄地」とは、過去１年以上作物を栽培せず、この数年間に再び栽培する意思のない土地のことを言います。

令和２年度までは国において５年毎に実施される農林業の実態調査、農業センサスにおいて、「耕作放棄地」が調査項目に挙げられていましたが、客観的ではないなどの理由から廃止され、現在は遊休農地または荒廃農地として農業委員会が調査をしています。ここでは「遊休農地（荒廃農地）」として整理させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、本市における直ちに耕作することができない管理不全農地である遊休農地の現状ですが、およそ１０ha前後で推移しております。

令和３年度が１０.９ヘクタール、令和４年度が８.８ヘクタール、令和５年度が１０.５ヘクタールということから、約１０ヘクタールで推移をしている状況になります。

次に、その解消に向けた取組ですが、年間を通じ農業委員や農地利用最適化推進委員が、農地をパトロールするほか、市民からの情報提供や職員の見回りなどにより遊休農地（荒廃農地）の把握に努めています。

新たに遊休農地（荒廃農地）を発見した場合や、市民からの連絡をいただいた場合には、現地調査により状況を把握した上で、所有者や耕作者に対し、電話や文書で指導を行っております。

昨年度は延べ270件ほどの指導を行いました。対応していただけるケースがある一方で、1～2割ほどは改めて指導を行う必要があり、引き続き働きかけてまいります。

遊休農地（荒廃農地）となる主な原因としては、農業従事者の高齢化や後継者不足など、農業者人口の減少等が挙げられ、その対策としては、農地を集積集約化して効率的利用を図ることが有効とされています。

そこで、令和2年度より市内各地域において、農業者の方、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA職員らと話し合いを進め、「農地の集積集約化に関する方針」及び「その方針を実現するために必要な取組」の作成を進めてまいりました。話し合いの場において、地域農業の後継者不足の問題や、農地の集積集約化の必要性について意見が出されたほか、特に担い手農家の方からは、分散された小規模な土地では、コンバインなどの積み降ろしや移動する手間、水やり・施肥などの栽培管理の手間など、作業効率が悪く、集積集約化された土地でないと引き受けにくいなどといった意見を頂いております。

このような中、昨年4月に国において法改正（農業経営基盤強化促進法）が行われ、目標とする集積集約後の農地の姿を、担い手農家毎に色分けして示す「目標地図」をはじめとした地域計画を、今年度末（令和7年3月）までに公表することが義務付けられました。

現在は、これまでの話し合いの結果を参考にしながら目標地図の作成を進めており、今後、地域の農業関係者の方々にお集まりいただき、この目標地図の案をお示ししながら、地域計画「協議の場」を設ける予定です。各務・鶴沼地区は、今年の冬頃を予定しております。

引き続き、地元の皆様と話し合い（対話）を重ね、農地の集積集約を図っていくとともに、その土地を誰が担っていくのかを可視化した目標地図を、地域の皆様と広く共有することで、土地の貸し借りが円滑化され、遊休農地の減少にも繋がると考えております。今後ともご理解ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

そこで、参考までになりますが、昨年度、担い手農家の方が国の補助金（遊休農地解消緊急対策事業）を活用して、遊休農地の除草の抜根を行い、水田へ復元した事例があります。

また、野生動物への対策につきましては、各務原市猟友会の方と連携し、人が近寄らずに、かつ安全な設置可能な場所へ大型捕獲檻の設置、捕獲処分も行っております。ただ、イノシシについては、豚コレラにて一時は減りましたが、最近は急激に増えてきており、猟友会の方々が忙しくなってきたという状況もあります。

このようなことにもしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願い致します。

提言(3) 高齢化による自治会役員のなり手不足解消

<松が丘7丁目自治会長>

自治会役員業務の負担軽減、八木山地区は65歳以上の高齢化率が45%程で、各務原市で最も高い地区です。その為、新たな自治会役員のなり手が少なく、高齢の方に何度も役員をお願いするのも忍びない状態です。実際に高齢で役員ができないから自治会を退会する例も散見されるようになりました。今のままでは自治会が立ち行かなる可能性があります。それを防ぐ為の一つとして、自治会役員の仕事量の低減、省力化が出来ればと思います。提言します。

①役員が行っている業務の一部を専任事務員等に委託するための費用などの一部を市が助成する等の制度を整備する。具体策として会計や防災・レクリエーション等の業務は年度をまたいで

継続し、業務内容も専門的なもので年度ごとに替わる役員より専任担当者を設ける方が効率的です。そのための費用を市から助成することにより実施しやすくしたいです。

②空き地・空き家の所有者と自治会担当者の連絡を市が仲介する。具体策として、現在、担当役員が空き地・空き家の雑草木の剪定などについて、持ち主や関係者と連絡を取り合って進めています。役員や相手先の個人情報漏洩に繋がると共に予期せぬトラブルの元になることも考えられるので、自治体の方に連絡調整をお願いしたいと思います。

③市及び関連団体へ提出する書類の電子化並びにネット提出への移行を推進する。

④広報・回覧を紙媒体から Web 版あるいはメール・SNS 配信へ移行する。

具体策として、③と④、ほとんどの住民がスマホやPCでインターネットにつながっている時代なので、紙媒体から電子媒体へ移行して時間・人的コストを削減できると思います。

<市長>

自治会長の皆様におかれましては、日頃より、自治会活動の中心となって、環境美化や防災、福祉の向上などにご尽力いただいております。この場をお借りして感謝申し上げます。

また、夏まつりや盆踊りを行われた自治会等もあるということで、暑い中にも関わらずそういった行事も復活していただいた地域もあり、改めて感謝を申し上げます。

この度、自治会役員業務の負担軽減策として、自治会役員業務の一部を専任事務員に委託するための助成制度の整備、空き地空き家所有者への連絡調整、市への提出書類の電子化、ネット提出の推進、広報紙回覧文書の Web 版や配信への移行の 4 点についてご提言いただきましたので、順に回答させていただきます。

昨年度の自治会長アンケートにおいても「自治会活動継続のため、自治会として取り組まなければならないと考えていることは何か」、「活動支援のために市が取り組むべきと思うことは何か」との問いに対し、ともに「自治会役員の負担軽減」に関する回答が最も高くなるなど、市といたしましても、自治会役員業務の負担軽減の取組の必要性につきましては、十分認識しているところです。

アンケートの中で、「自治会長負担軽減のため、市が取り組むべき内容」としては、「自治会に対する依頼の削減」が55.8%と最も高く、次いで「行事、イベントへの参加依頼を減らす」が45.8%、「提出書類の簡素化」が42.9%となっています。

市では、これまでも自治会役員の皆様の負担を軽減するため、行事への参加依頼の削減や、提出書類の簡素化などに取り組んできたほか、地域と市との連絡調整や、地域課題の把握・解決に向けたご相談等に対応する身近な相談窓口として、市内4地区にエリア担当職員を配置し、お困りごとなどに対応してまいりました。このエリア担当職員の配置というのは県内でも珍しい配置になるのかなと思います。

また現在、市から自治会長の皆様をお願いしている依頼事項や、委員の推薦を依頼している事項などについて改めて洗い出すとともに、自治会長さんへの依頼を廃止または更に見直しできないかといった検討を進めています。可能なものについては、来年度から反映させていきたいと考えております。引き続き、自治会長の皆様の負担軽減に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ご提言いただきました、「自治会役員業務の一部を専任事務員に委託するための助成制度の整備」につきましては、毎年、全自治会に対し、自治会活動全般にご利用いただける自治会振興交付金を交付しており、業務の一部を委託される場合にも活用できることから、現在のところ新たな補助制度の創設は考えておりません。なお、自治会の中には、自治会長や特定の役員だけに負

担がかからないよう、補佐役を配置し、複数の担当者を設けることや、経験者を相談役に配置するなど、工夫しながら負担を分散する取組をされている事例もございますので、参考にさせていただければと思います。

次に「空き地・空き家所有者への連絡調整」についてです。本市では、草木が繁茂するなど周辺に支障のある空き地・空き家がある場合は、所有者等に対し、適切な管理を行っていただくよう依頼をしております。

顔の見える関係である地域の方からお声かけいただく方が効果的な場合もあろうかと思いますが、ご提言にありますように個人情報保護・トラブル防止の観点も重要でございます。

つきましては、近隣住民の方の生活に影響を与えるような管理が行き届いていない空き地・空き家がございましたら、市で対応いたしますので、担当課までお知らせください。空き地の担当課は環境政策課、空き家の担当課はまちづくり推進課となります。

3点目「市への提出書類の電子化・ネット提出の推進」と、4点目「広報紙・回覧文書のWeb版や配信への移行」ですが、こちらは関連する内容となりますので、併せてご回答させていただきます。まず、広報紙、自治会回覧を配付いただいております自治会関係者の皆様には、この場をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。

今年度より、自治会運営の負担軽減や、自治会内の情報共有の効率化・迅速化、地域防災力の強化を推進するため、電子回覧板など自治会活動に特化した機能を有し、災害時には安否確認に使用できるアプリ「結ネット」を、全自治会長と希望される10程度の自治会を対象に15か月間試験導入し、効果検証を行います。

この事業では、今まで紙媒体でお送りしていた会議の案内や出欠確認、補助金申請や、アンケートの実施、広報紙や回覧などにつきまして、全てアプリ上で行うことができるほか、自治会長の手引きや防災ハンドブックなどの資料についても掲載するなど、自治会活動に関するあらゆる事項をアプリ内に集約することができます。

詳細につきましては、先月自治会長の皆様に郵送で送らせていただきました「自治会活動デジタル化推進事業」のご案内チラシを、本日皆様のお手元にお配りしております。

こちらに記載の「事業① 市や市自治会連合会と自治会長との連絡手段」のアプリ導入につきましては、できるだけ多くの自治会長の皆様にご登録いただきたいと思いますと考えております。登録方法等詳細につきましては、改めて11月ごろ案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、「事業② 自治会内での連絡手段」のアプリ導入につきましては、現在10程度の自治会を募集中です。10月21日が締め切りとなりますので、自治会内でよくご相談いただき、お申し込みいただければと思いますので、こちらも併せてお願いいたします。

なお、この「結ネット」は1月からの実施となりますが、広報紙につきましては、すでにデジタル版を市ウェブサイトや公式LINEで配信しており、パソコンやスマートフォンでいつでもどこでも読んでいただける環境が整っております。回覧文書につきましても、パソコンやスマートフォンで閲覧したいという自治会からのご要望を踏まえ、市のウェブサイトでも公開しております。紙の広報紙の配付を希望されない世帯や、パソコン等で回覧板を閲覧されることで配付が不要な自治会がございましたら、広報紙や回覧の配付部数を調整させていただきますので、その旨まちづくり推進課までお申し出ください。

参考までに、デジタル版広報紙について掲載いたしました、2月15日号の「広報かかみがはら」の紹介ページ及び、まちづくり推進課への広報紙配付部数の報告に関する文書も一緒に配付させていただきましたのでご確認いただければと思います。

少子高齢化、人口減少社会を迎え、社会全体の仕組みの変化が求められる中、自治会長の負担軽減の取組は喫緊の課題であり、引き続き、全庁あげて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

<松が丘7丁目自治会長>

ありがとうございました。私からの提案ですが、高齢者の方でスマホを持っておられない方がいると思います。そういう方が、もし雨が降ったときに避難をしろと、なかなか手段が取れないので、スマホやタブレットなどを80歳以上の人に貸与して持ってもらうのも、一つ防災の点でもあるかと思います。

3年ほど前に班長をやっていたとき、雨が降っているので小学校へ避難してくださいと言っても、なかなか行っていだけないことがありました。その前の状態で、そういう何か防災のことに対して、情報を知る手段あればその方も、もしかしたらその避難所に向かえたのかなと思います。こういう費用などが掛かると思いますが、いかがでしょうか。

<まちづくり推進課長>

タブレットなどお持ちでない方にお配りするというご提言かと思いますが、普段からスマートフォンやタブレットなどを使ってみえる方であれば使いこなせるかと思いますが、全くそういうものに触れたことがないという方になると、お配りしたとしても使用できないことが考えられます。費用対効果の面などを鑑みても懸念するところではありますので、まず、先ほど防災の話にもありましたが、防災無線等でも発信していくことでご理解をいただきたいと思います。

また、地域での顔の見える関係、まさに自治会の取組の中で、地域の方でそういう方がおられましたら、お互い近所で助け合いの中で支え合っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<市長>

ご参考までですが、高齢者の方にスマホ等に興味関心を持っていただきたい取組といたしまして、「フレイルウォーキング」という事業を一昨年度前から行っております。今年で3回目になりますが、これはスマートフォン等にアプリを入れていただき、3ヶ月間の歩数、男性女性別と年代別によってその目標歩数は違いますが、そちらを活用して歩数を達成された方のうち、抽選で景品が届くという事業をやっており、各務原市におきましては想定以上の、非常に多くの方にご参加いただいております。

もう一点、お孫さんぐらいの年代になろうかと思いますが、高校生から教えていただくスマホ教室といったことも実施しており、こちらも非常に多くの方に参加をしていただいております。高齢者の方のDX推進にも注力しているところです。

スマホなどの貸与につきましては、先ほど担当課長がお話したように、地域の方でやはり見守りながら守っていただくというのも一つ、顔の見える関係の必要性ということでご理解をいただきたいと思います。

市政の説明

「ひとの活躍・まちの活気 しあわせ実感かかみがはら」

市政の概要、令和6年度新規事業について市長が説明。